

## 審査基準整理票

処 分 名	社会福祉充実計画の終了承認		
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	（条項） 第55条の4	
基 準 法 令 名		（条項）	
所 管 部 署	健康福祉部 福祉指導監査課 法人・こどもグループ		
標 準 処 理 期 間	30日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等          について（平成29年雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・          援護局長、老健局長連名通知）】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準]</p> <p>本承認に係る審査基準は、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）のとおりとする。</p> <p>[社会福祉法第55条の4]</p> <p>第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。